

〔研究ノート〕

チリ先住民族マプーチェによる土地回復運動 —その歴史的背景—

高橋 恒 (Ko TAKAHASHI)

神戸女学院大学非常勤講師*

はじめに

1990年代末に激化したチリ先住民族マプーチェ (mapuche)¹による土地回復運動は、その後も抜本的な解決がみられないまま現在に至っている。最近では、2008年1月にドイツ系移民の子孫であるルッチシングル (Luchsinger) 家所有の大農園「サンタ・マルガリータ (Santa Margarita)」の占拠参加中にマプーチェの若者マティアス・カトリレオ (Matías Catrileo) が警官隊の発砲により死亡する事件が起こったのを始め、同年8月には同じくルッチシングル家が所有する別の大農園「サンタ・ロサ (Santa Rosa)」が激しい焼き討ちに合うなど、マスコミで大きく取り上げられる事件が後を絶たない。

しかしながら、報道や政治家らの発言等をみる限り、運動の犯罪的側面のみを強調し、問題の根源を踏まえていない表面的な議論に終始す

るものが殆どである。マプーチェは何を理由に何を求めているのか。運動が近年過激化した原因はどこにあるのか。また、運動は単なる「反グローバル運動」のコンテクストに片付けられるものなのか。本稿では、紙幅の都合上ごく簡単にではあるが、マプーチェの土地問題を歴史的に概観することにより、現代のマプーチェ土地回復運動の背景を探ることとしたい。

1. 征服・植民期

一般的に、マプーチェはスペイン人による征服に対して長期間にわたり抵抗するとともに、いわゆる「征服・植民期」に相当する時期に自立的テリトリーの拡大等を通じて社会・経済的に発展を遂げたことで知られている。

スペイン人到来以前、小地区に分散したヒエラルキーの希薄な社会 (強制労働、租税等の制度も有していなかった) を築いていたマプーチェは、15世紀末に北方より到来したインカの襲撃を撃退し²、その後16世紀半ばにスペイン人征服

*本稿における論述は完全に筆者独自の見解によるものであり、所属機関の意向を反映するものでは断じてない。また、本稿執筆過程においてレフェリーより大変貴重なコメントを頂戴した。この場をお借りして深くお礼申上げたい。

¹マプーチェ語で「mapu(大地、土地) + che(人、人々)」を意味する。

²マプーチェ語で広義では「よそ者」一般を指す「ウインカ (winka)」という語は、「pu(複数形を作る接頭辞) + inka

者ペドロ・デ・バルディビア (Pedro de Valdivia) がビオビオ (Bío Bío) 川に到達しチリ南部の征服を開始すると、これに対しても執拗に抵抗を繰り返す³。結果、1641年にキジン (Quillín) で和平会議「パルラメント (Parlamento)」が開かれ、スペイン王室はビオビオ川をフロンティアと定め、その南側におけるマプーチェの政治的自立を認めることとなる⁴。こうして自立的テリトリーを確立したマプーチェは、18世紀になるとアンデス地帯及び現在のアルゼンチン・パンパにまで領域を拡大し、ヨーロッパから導入された牛、馬、羊などの家畜の放牧やフロンティアを通じたスペイン人との交易を大規模に展開していく。また、スペイン人にとってもマプーチェとの交易は南米コノスールにおける重要な経済活動となっていく。

このように、征服戦争のプロセスにおいて、大半の中南米地域と同様にビオビオ川以北の先住民集団が戦闘、疾病、エンコミエンダ (Encomienda) 制による強制労働などを通じて人口を激減させ、また混血が進展していったのとは対照的に、ビオビオ川以南においてはフロンティア確立及び自立的テリトリーの保持、更には拡大により、スペイン起源の諸要素を巧みに取り込みながらマプーチェ社会は「植民地」時代に寧ろ大きな発展を遂げたのであった (千葉 2007:39)。

(インカ)」が変化したものとされている。今日では、より具体的に非先住民系 (ヨーロッパ系) チリ人に対して使用され、しばしば敵対的な意を含んで用いられる。

³ ヒエラルキーが希薄であった点に加え、馬の獲得を通じた騎馬隊の編成を始め、外来要素を巧みに取り込み抵抗の武器としたこと等が、アステカやインカといった「高度文明」を比較的短期間に征服したスペイン軍の攻撃に対する執拗な抵抗を可能にしたといわれている (千葉 2007:40)。なお、軍事面、更には宗教的側面におけるマプーチェによる馬の同化プロセスに関しては、千葉 (1998) を参照。

⁴ キジン (或いはキリン 'Quilín') における和平合意については、Bengoa (2007) を参照。なお、その後もスペイン王室はフロンティアを通じたマプーチェとの安定した関係維持のために多くのパルラメントを開催する。

2. 「平定」と集住化

しかしながら、19世紀になるとマプーチェを取り巻く社会状況は大きな変化をみせることになる。チリでは1810年9月18日にサンティアゴ (Santiago) で第一回政務委員会 (Primera Junta de Gobierno) が結成され、1818年にスペインからの独立が宣言された。独立間もないチリ共和国では、英国を中心とする産業革命の進展や米国などにおけるゴールドラッシュの影響により一次産品輸出 (小麦や牛肉など) が飛躍的に拡大していき、農牧地拡大の必要性が高まっていく。国家の中枢を担うこととなったエリート層は、ヨーロッパからの移民を積極的に行い、土地利用の「生産性向上」を実現すると共に、国民国家建設という観点から統合された国民アイデンティティーの建設を進めることが自国の近代化には不可欠であると考えられるようになる⁵。

このような背景の下、それまで国家の実効支配が事実上及んでいなかったビオビオ川以南の広大なマプーチェ領有地をチリ領土に取り込み、その土地に国内外からの移民を入植させるとともに、民族同化を進め統合された国民国家を築き上げようという考えが具現化されていき、議会はマプーチェ領有地への軍事的進出及びチリ領土への統合を正当化する一連の法律を採択していく。こうして、南部のマプーチェ領域をチリ国家の領土内に組み込み、国家の実効支配領域を拡大させるために、「アラウカニアの『平定』」(“Pacificación” de la Araucanía) と呼ばれる軍事行動が開始される⁶。マプーチェは激しく抵抗するものの、近代的な組織・装備を誇る

⁵ 独立後のチリにおける国民国家建設プロセスが対マプーチェ関係に及ぼした影響については、Pinto (2003) を参照。

⁶ 一方、隣国のアルゼンチンも 1867 年に自国の南部に広がるマプーチェ領有地への本格的な軍事介入を開始する法律を採択し、「『砂漠』の征服 (Conquista del “Desierto”)」と呼ばれる軍事行動が展開される。

チリ共和国軍の前に敗北し、最終的に 1883 年にマプーチェ領有地の「平定」終結が宣言された⁷。

「平定」の後、旧マプーチェ領有地は一部の土地 (大半は生産性も低い土地) に対して「恩恵地証書 (Título de Merced)」の付与を通じたマプーチェの居留地 (Reducción) 認定が行われ、他の大部分の土地は国内外の入植者に割り当てられるか競売にかけられた。現在第 8 地域、第 9 地域、第 10 地域及び第 14 地域に存在するマプーチェ共同体 (Comunidad) とは上記経緯により形成されたものである。こうして、マプーチェは以前の僅か 6 % にも満たない土地に集住させられることとなった上に、恩恵地証書認定から除外された多くの者が法律上「不法居住者」になるという状況が生じた⁸。

さらに、この「平定」と平行して生じたのが大土地所有者による土地拡大である。「平定」を通じて南部の広大な土地を手中にした国内外からの移民や、投機目的で土地拡大を狙った大土地所有者らは、マプーチェ居住区に進出し、暴力や詐欺まがいの手段によって土地を獲得し大農場を形成していった。この現象は恩恵地証書が授与された僅かな土地にも及び、マプーチェ

「所有地」は更なる剥奪の対象となったのである⁹。

3. 農地改革から軍事クーデターへ

広大なテリトリーを利用し牧畜や交易を活発に行っていた時代から一転し、マプーチェは「平定」によって狭い共同体に押し込められる形となった。共同体では、白人系住民及びその価値観との接触が恒常化 (都市の建設や居住区域の隣接化に加え、学校や教会の建設) したことや、歴代の政府がほぼ一貫して「同化・統合」を先住民政策の方針としたことにより、マプーチェは言語、宗教、習慣など、あらゆる民族社会文化的側面において支配社会からの強制的圧力を急速に受けることとなる。また、共同体への集住に伴う生活様式の激変により貧農化が進出し、その結果、都市への移民が急増した。

他方、マプーチェ側も土地回復要求 (その多くは、恩恵地証書の認定範囲拡大による不法居住問題の解消や共有地の回復といった、あくまでもチリの法制度に則った問題解決要求であった) を継続していく¹⁰。土地回復要求に一定の成果がもたらされたのは、フレイ (Eduardo Frei Montalva) 政権 (1964–1970) 及びアジェンデ (Salvador Allende) 人民連合政権 (1970–1973) が実

⁷ 「平定」に関する口頭伝承を通じたマプーチェの記憶については、千葉 (1997; 1999(a); 1999(b); 2000) を参照のこと。また、これと平行して、1885 年にはアルゼンチン側のマプーチェ領有地も完全に「征服」されることになる。

⁸ また、マプーチェは植民地時代には太平洋から大西洋に至る広大なテリトリーを自由に往来していたが、チリ・アルゼンチンによるアンデス山脈地帯における国境確定により、アンデス山脈を通じた双方へのアクセスが分断されることとなった。チリ・アルゼンチン両国の独立～近代国家建設プロセスにおける「国境」確立を通じたテリトリーの分断がマプーチェ社会にもたらしたインパクトについては、これまで意外なほど考察のテーマとして取り上げられておらず、分野を問わず近現代マプーチェ社会を扱ったものの大半が「チリ側」或いは「アルゼンチン側」に限定された議論に終始している。この「旧マプーチェ・テリトリー」全体を包括的に扱う視座の欠如は近年の民族意識高揚に伴いマプーチェ自身の間でも自己批判として指摘されるようになっている。詳細については、Marimán y otros (2006) を参照。

⁹ 「平定」前後の私人による土地剥奪プロセスに関しては、Aylwin (1996) を参照。なお、考慮すべきは、「平定」後も含め当時の農村、特にマプーチェが白人系住民と土地所有権を争っていた地域は、官憲の目が届かない事実上の「無法地帯」であったという点であり、大土地所有者は恩恵地証書認定プロセスにおいても自警団 (要は用心棒) を使って登記官のアクセスを封じるなど様々な妨害行為を行った。20 世紀初頭の段階でも、近隣マプーチェ住民に対して、集団で暴行をはたらく、耳の一部を切る、焼き印を押す、といった土地所有者側による数多くの私刑行為が行われていた。何れも告発の記録が残されており、Bengoa (1987) に紹介されている。

¹⁰ しかしながら、20 世紀を通じてマプーチェの運動は方法論や政治的イデオロギーを巡って内部対立を繰り返し、一体化した効果的な社会的復権運動を実現するまでには至らなかった。

施した農地改革であった¹¹。一連の農地改革プロセスにおいては、白人系小農や農牧林業関係労働者にも同様に土地配分が行われたため、必ずしもマプーチェの要求が100%認められたわけではなかったとはいえ、特にアジェンデ政権期には計19万7,761.88ヘクタールの土地がマプーチェの手元に返還されている(Mella 2007:64)¹²。

しかしながら、1973年に軍事クーデターによってピノチェ(Augusto Pinochet)軍事独裁政権(1973-1990)が誕生すると、マプーチェによる土地・権利回復運動は一気に逆境へと追い込まれる。運動は「国家安全保障」の名の下で激しい弾圧の対象となり、また農地改革法が廃止され、農地改革によってマプーチェに権原が認められていた僅かな土地も、大半が大土地所有者の下に「返還」されるか、政府の接収を通じて格安で競売にかけられた。しかも、そういった土地に帰属していた家畜、農牧用機械、生産品等から銀行口座に至るまでほぼ全ての物質的所有物が没収対象となる(Ibid.:66)。

さらに、1979年には共同体分割に関する法律第2568号及び第2750号が制定された。これらの法律は個人単位の共同体分割を可能とするものであり、分割された土地は完全な「私有地」となる上に、その所有者も「先住民」としてのステイタスを喪失する旨定められた。この同

化・統合主義的性格を体現した法制により、森林、牧草地、宗教儀礼場など物心両面において共同体の生存の根幹を担っていた共有地を含む46万ヘクタール超の土地(約2,000共同体)が分割されるに至った¹³。一連の政策により、元来、土地の個人所有という概念を有さず、また限定され且つ生産性の低い土地を(西洋的価値観から)有効利用することもできなかった多くのマプーチェは、分割後の土地を非先住民系チリ人や国内外の企業の手引きに引き渡す結果となった¹⁴。

また、上記状況の進展に伴い、「平定」以来進んでいた貧農化及び都市移民が一層急速に深化し¹⁵、2002年の国勢調査に拠れば、自身がマプーチェに帰属すると回答した60万4,349人のうち62.4%を占める37万7,133人が都市部に居住するという事態に至っている(INE 2005:18)¹⁶。都市移住マプーチェの中では、様々な側面における支配社会からの恒常的差別に直面することにより、自らチリ社会への同化を選択する者が増加した。例えば、1970-1990年の20年間に、2,056人のマプーチェがマプーチェ姓から「一般的」スペイン系姓への改姓手続きを行っており(Llanquileo 1996:6)、言語や習慣など固有の文化との訣別にとどまらず、名字というある種象

¹¹ なお、1962年にアレッサンドリ(Jorge Alessandri)政権(1958-1964)が農地改革法を施行しているが、政治的意志及び資金の不足等により、僅かな効果しか上げていない。そのインパクトの弱さ故に、この時期の「農地改革」は俗に「植木鉢改革(Reforma Macetero)」と呼ばれることもある。

¹² とはいえ、農地改革によるマプーチェへの土地返還は、当時の政権が標榜するイデオロギーに基づいた政治プロジェクトへのマプーチェの取り込みという側面も強かった。故に、マプーチェ自身のプロセスへの参加・意志決定が全面的に認められていたわけではなく、その民族社会文化的再生産を目的とするものではなかった。具体的には、フレイ政権期にはキリスト教民主党(Partido Demócrata Cristiano)が理想として掲げていたキリスト教的共同体、アジェンデ政権期にはマルクス主義的共同体をマプーチェ共同体の再編を通じて実現しようと試みられた。

¹³ 両法律以前にも、国家は「文明と野蛮」的パラダイムに基づいた共同体分割・私有地形成を促進する法令(1927年、1930年、1931年及び1960年)を制定している(1931年から1971年の間に832共同体が分割)が、分割共同体数が示すとおり、この両法律が残したインパクトは群を抜いている。

¹⁴ カラフケン湖(Lago Calafquen)やリカン・ライ(Likan Ray)を始めとする多数の大規模観光施設も、こうしたマプーチェからの土地獲得を通じて建設されたものである。

¹⁵ 土地面積の縮小に加え、人口増加が同時に進行したこともその要因として挙げられる。

¹⁶ 先述の法律第2568号及び第2750号においては、共同体の分割決定時に(出稼などを理由として)その共同体に実質的な居住を行っていない者は、分割後の土地所有権を喪失する旨定められていた。同規定により、相当数のマプーチェが分割後の土地所有権を認められず、都市定住を余儀なくされた。

微的な側面においても民族アイデンティティーの自己否定という現象がこの時期に大きく進展したことが推察される。

そして上記に加え、マプーチェを取り巻く環境を一層困難なものとしたのが、軍事政権期に採用された新自由主義的経済政策による生活圏への影響であった。特に、1974年に植林を中心とする林業開発の振興を目的として政令第701号¹⁷が制定されると、助成金や税制優遇措置を受けた植林企業が気候・地理的に植林に適していた南部マプーチェ居住地域に進出してくる¹⁸。植林企業の事業拡大を一層容易にしたのが、上述の農地改革法廃止及び共同体分割に関する法制であり、国際的な比較優位を背景にチリの植林事業が拡大していくのに伴い、マプーチェが「平定」以降一貫して土地権原を主張していた土地や分割されたマプーチェの土地が次々と植林企業の手に渡っていくこととなる。

他方、上述のとおり、軍政により実施された一連の政策が、都市・共同体にかかわらずマプーチェ社会の生活圏や民族アイデンティティーに大きな危機をもたらすなか、その反発として積極的に運動を再建する動きも出現し、軍政による弾圧を受けながらも時にはその他の反軍政・民主化社会運動と共闘しながら、土地回復、言語・宗教・習慣などの復権を求めていく。こうした動きは、1989年に当時の反軍政派大統領候補であったエイルウィン (Patricio Aylwin) とマプーチェ諸団体による「ヌエバ・インペリアル合意 (Pacto de Nueva Imperial)」と呼ばれる協約への署名に繋がる。これは、目前の大統領選挙におけるマプーチェ諸団体による反軍政派支持と引き換えに、エイルウィン陣営が勝利し

た場合に先住民族問題の抜本的解決を約束する内容のものであり、新たな先住民族関連法の制定、先住民族対策専門機関の設立、国際労働機関 (ILO)169 条合意批准、憲法レベルでの先住民族の存在・権利の認知という公約が含まれた。そして、大統領選挙でエイルウィンが勝利したことにより、マプーチェは民主主義政府による問題解決への期待を大きく膨らませるのであった。

4. 民政移管後

1990年に民政移管が達成されると、1993年には「新先住民法」と呼ばれる法律第19253号が制定され、国家が「先住民」の存在を法的に認め、固有の文化や習慣、土地などの保護が定められた。しかしながら、法案審議の過程で自決権の可能性を示唆する「民族 (pueblo)」という表現が削除され (千葉 op. cit.: 43; Salazar y Pinto 1999:169)、ILO169 条批准や憲法レベルでの先住民族認知についても議会での承認が得られない状況が続いた。また先住民開発庁 (Corporación Nacional de Desarrollo Indígena: 略称 CONADI) が設立され、私人からの土地購入を通じた土地返還が開始されるが、官僚的手続きや資金不足により同プロセスが思うように進展せず、マプーチェ側に大きな不満が蓄積していくこととなる¹⁹。

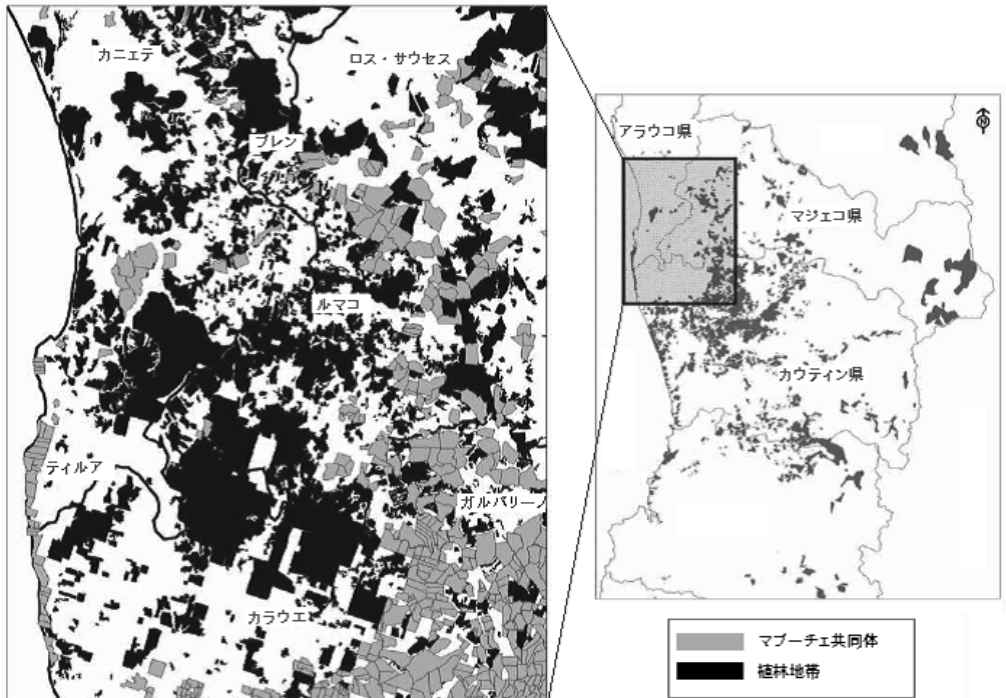
さらに、民政移管後の政府が軍政期の路線を基本的に踏襲した新自由主義的経済政策を進め、経済成長の原動力として輸出部門を中心とする民間投資の促進や産業を支えるエネルギー部門の強化等を推進した結果、そして急速なグローバル化の拡大を背景として、先住民の生活圏を脅かす多くのプロジェクトが外部からもたらされるようになる。その象徴的な事件が、第8地域ビオビオ川上流における水力発電所建設計

¹⁷ 20年の時限立法として制定された同政令は、1994年に15年の期限更新が行われている。

¹⁸ 軍政期以降のチリにおける植林を中心とする林産品部門の発展に関しては、北野 (2006;2007) を参照のこと。

¹⁹ その他、指導者が特定政党を支持する共同体には優先的に土地返還が認められているとの疑惑も指摘されている。

マプーチェ共同体と植林事業の拡大—第9地域ルマコ区周辺—(1997年)



出典 Toledo Llancaqueo 2006:47.

画であった。1994年に ENDESA 社 (Empresa Nacional de Electricidad S.A.) が発表したピオピオ川上流におけるラルコ (Ralco)・ダム建設計画は、その周囲約 3,500ha を水没させ、ペウエンチェ (pewenche) 系マプーチェ約 600 人の再定住化を必要とするものであった。この計画発表に伴い、ペウエンチェ住民や他のマプーチェ組織のみならず、環境団体を始めとする反グローバル化運動組織や学术界をも巻き込んだ大規模な国際的反対運動が生じたが、先住民法によってペウエンチェの土地「交換」承認を委ねられていた CONADI は、同問題への立場を巡って先住民出身の長官が 2 代続けざまに政府により更迭される事態の末、1999 年 1 月に強行採決

により承認を決定したのであった²⁰。このラルコ・ダムを巡る一連の出来事を通じて、マプーチェは政府の先住民政策に対する不信感を募らせるとともに、共同体の生活圏を脅かし得る外部からの様々なプロジェクトに対する抵抗感や敵対心を増幅させることとなる²¹。

そして、何よりも多くの共同体にとって脅威

²⁰ 新先住民法に「先住民の土地」を巡る紛争解決に係る規定が設けられていなかったことも、一連のプロセスが紛糾した原因の一つとして挙げられる。なお、ラルコ・ダム建設問題に関しては、Morales et.al. (1998)、Namuncura (1999)、及び高橋 (2004) を参照。

²¹ その他にも、第 9 地域テムコ (Temuco) 周辺のマプーチェ共同体における高速道路建設問題、サケ養殖の進出による第 10 地域チロエ (Chiloé) 島のウィジチェ (Williche) 系マプーチェ漁民の水域利用権問題、各地の共同体におけるセルロス工場建設問題及びゴミ廃棄場問題など多くの問題が表面化している。

となったのが、民政移管以降も拡大し続ける植林産業の存在であった。先に述べた経緯で共同体に隣接する土地が続々と植林に囲まれていった結果(上図参照)、マプーチェ共同体は土地の喪失に留まらず様々な側面において深刻な危機に直面することになる。まず、大規模植林の進展により、以前には存在していた農園での折半小作や臨時労働といった経済的な相互補完関係が消滅した(千葉 op. cit.: 42)。また、植林事業は、一般的に多くの恒常的労働力を必要とせず、限定された期間における少数の熟練労働で賄われるため、共同体に対して新たな雇用を提供するわけでもなかった。しかも、ユーカリやラディアタ松といった水分吸収の著しい(故に成長が早い)単一の外来品種が植林に利用されたことにより、周囲の共同体における土壌劣化、水資源の枯渇、生態系の激変といった事態が生じた。飛行機による上空からの農薬散布の影響なども重なり、生存のための小規模農業や宗教儀礼・伝統的疾病治療(聖木や薬草の消滅)など様々な側面において大きな被害が発生しているのである。上記に加え、共同体の生活環境を一層複雑にしているのが、土地の囲い込みである。植林企業が鉄条網による厳格な土地の囲い込みを行い植林地への立ち入りを禁止したことにより、外部へのアクセスが完全に遮断され文字どおり陸の孤島と化した共同体も出現したのである²²。

²² マプーチェを中心とするチリの先住民族問題に取り組んでいる社会学者のベンゴア(José Bengoa)は、90年代後半に激化した第9地域ルマコ(Lumaco)区周辺の反植林運動の現状視察を目的として結成された「ルマコ問題監視のための市民社会委員会(Comisión de la Sociedad Civil para Observar los Hechos de Lumaco)」のメンバーとして1997年に第9地域ブレン(Purén)区を視察した際の様子を以下のように記している。「ある共同体は、土壌が完全に劣化した小高い丘の上で『生活』しており、共同体の周りは植林企業によって柵で囲い込まれていた。しかも、共同体から外へ伸びる道路部分には施錠されており、共同体外へのアクセスが遮断されていたのである。(…)確かに、問題解決

このように、民政移管に際してマプーチェが抱いた期待が大きな失望へと変わっていくなか、「平定」以来蓄積してきた国家・私人による土地剥奪や差別に対する歴史的な恨みが爆発する形で、それまで大半が平和的に実施されてきたマプーチェによる権利・土地回復運動の中から新しいタイプの組織・運動が出現してきたのである。2005–2006年大統領選挙にも立候補したアウカン・ウィルカマン(Aucán Huilcamán)率いる「全ての土地評議会(Consejo de Todas las Tierras; マプーチェ名はAukiñ Wall Mapu Ngu-lam)」²³「アラウコ県及びマジェコ県紛争共同体連合(Coordinadora de Comunidades en Conflicto Arauco y Malleco: 略称CAM)」などがその代表である。こういった組織は、古文書や法律文書などを根拠にマプーチェの土地権原の合法性を主張しつつも、農場、植林地、木材加工場、関連車輛などの焼き討ちや土地占拠といった直接行動を取り、さらには単発の土地回復要求を超えた「マプーチェ民族自治国家(Pueblo Nación Mapuche)」の建設を究極的な目標に掲げ、国連を始めとする国際場裏にまで活動の場を拡大していく。こうした動きに触発される形で、上記組織に属さない共同体においても個別の土地回復運動が興隆していき、それに伴い民族意識を覚醒させた都市居住者や大学生のマプーチェが運動に身を投じるケースも増加している²³。運動に参加する若者たちは、インターネットのブログやMyspace、Facebookなどを駆使してオンラインで国内外の先住民族組織や独立系マス

の方法としての(マプーチェによる)あらゆる暴力的手段は正当化できるものではないが、明らかに、共同体に対する植林企業の圧力行為そのものが、非常に激しい暴力であるといえる(括弧内筆者)。」Bengoa(2000:345,n32)。

²³ 都市のマプーチェの間でも、若者を中心に民族主義の覚醒が起こっており、都市コミュニティにおけるマプーチェ文化の再評価・再構築を目指した運動が興隆している(千葉2007:44)。

コミとコンタクトを取り、グローバルな情報発信及びネットワーク構築を展開している。

こういった土地回復運動の激化に対して、政府は「私有財産の保護」という観点から警官隊による制圧を繰り返し、軍事政権期に導入された「反テロリズム法」の適用により、多くのマプーチェを投獄している²⁴。そして、2002年11月にモントゥイトゥイ・マプ (Montuitui Mapu) 共同体で17歳のアレックス・レムン (Alex Lemun) が警官隊の発砲により命を落とすという事件が発生すると、マプーチェによる運動は一層過激化傾向を強め、抜本的な解決が実現しないまま現在に至っている²⁵。

2008年3月、17年の審議の末に議会は漸く長年の懸案であったILO169条合意批准を承認し、パチェレ (Michelle Bachelet) 大統領による批准承認を経て9月10日付けでILOに対して批准申請の書簡が送付された²⁶。しかしながら、支配社会に対してマプーチェが抱いてきた積年の怨念に加え、民政移管後に不信感が大きく増幅された現在、形式的な法整備だけでは問題の解決が不可能な段階に至っているとの指摘もなされている²⁷。

おわりに

以上、マプーチェの土地問題に関する歴史的プロセスについて概観してきたが、現代のマプーチェによる土地回復運動の背景という観点から、以下のように整理することができるであろう。

第一に、19世紀末のチリ共和国軍による「平定」軍事行動及び「集住化」、並びにこれらと平行して行われた私人による土地剥奪が、自立的テリトリーの実質的な消滅や様々な民族社会文化的側面における「変容」等を通じてマプーチェ社会に劇的な変化をもたらし、今日まで続くいわゆる「マプーチェ問題」のいわば出発点となっている点が指摘される。

その上で、ピノチェ軍事政権期に、農地改革法廃止や共同体分割に関する法令の実施、私人による土地剥奪の進展、そして新自由主義的経済政策の導入による植林を始めとする国内外企業の進出に伴う生活圏の侵害等、「平定」以来続く支配社会によるマプーチェ社会への圧力が一層激増し、しかもこの傾向は民政移管後も収束するどころか寧ろ加速したことが、今日の土地回復運動のより直接的な背景となっているといえる。

第二に、上記土地問題を巡る歴史的プロセスの中で、マプーチェの要求内容や運動の性格が変化してきたという側面についても理解する必要がある。即ち、「平定」以降、恩恵地証書の認定範囲拡大や剥奪された土地の権原の有効性等をあくまでも法的枠組みを通じて要求するものが大半であった。ところが、民政移管以降、新先住民法の制定やCONADIの創設等、国家の先住民対策法制において一定の進展がみられたものの、軍政期の経済政策が基本的に踏襲され、またグローバル化が急速に拡大する中、植林事業の拡大やダム建設等、マプーチェの生活

²⁴ キンターナ (Germán Quintana) 元・企画協力相は、反テロリズム法の適用に際して十分な代替措置の検討が行われなかったのではないかとの見解を示している。“Hemos aprendido poco a mostrar al mundo nuestra política indígena”, *La Tercera (Reportaje)*, 21 de mayo de 2006.

²⁵ 一連の政府による対応は先住民族問題の「犯罪化 (criminalización)」であり、国家が歴史的なコンフリクトを純粋な治安・司法問題に矮小・限定しているとの批判もなされている (Mella *op. cit.*)。

²⁶ ILO は同 15 日付けでチリの批准を認め、これにより 2009 年 9 月 15 日付けでチリにおける同合意完全発効が決定した。他方、憲法レベルでの先住民族認知は未だ実現していない。

²⁷ “José Bengoa: ‘La reforma puede ser puro papel’”, *La Nación Domingo*, 3 de febrero de 2008.

圏を脅かす大規模開発プロジェクトが増加し、またこれに対する政府の対応が、民政における新たな法的枠組みを通じた問題解決へのマプーチェの期待を大きく裏切る結果となったことにより、それまで国家の法制度を通じた平和的な問題解決を標榜するものが主流であったマプーチェによる運動の中から、一気に過激な方法論を採用するグループが頻出してきたのである。

この意味において、近年におけるマプーチェの運動の過激化を世界的な反グローバル運動の一形態として位置付けることも可能であるかもしれない。現に、土地占拠や大規模プロジェクト反対運動等において、環境保護団体、急進左翼勢力、アナーキスト等、いわゆる「反グローバル化」を掲げる国内外の諸団体がマプーチェに対する支援・共闘を行うケースが増加していることも事実である。

しかしながら、今日のマプーチェによる運動においては、先にみたような「平定」以来現代まで続く歴史的プロセスに立脚した、民族社会文化的な要求が軸となっており、したがって、運動の目的も単なる国家権力や多国籍企業による「横暴」に対するプロテストに限定されたものではなく、本質的には「失われた土地」の回復と共に民族社会文化的再生産を可能とする一定の民族自決を要求するものである点に留意すべきである。故に、正にこの点が利害の相違となって表出し、運動に参加する外部の反グローバル諸団体と袂を分かťケースが大半を占めている²⁸。

また、上記文脈において、近年になって、過激な方法論を採用するグループが増加している一方で、国家機構の内部から根本的な政策転換を実現しようという動きが生じている点も注目に

値する²⁹。一見するとこの二つの動きは対照的な方法論のようにも思われるが、両者とも本質的には、現行の国家法制の枠組みにおける「先住民問題」の解決にいわば見切りをつけ、新たな運動形態を通じて歴史的な土地問題に終止符を打つとともに、自発的な取捨選択による自己決定権を確立しようとしており、共通した問題意識から発生しているとみることもできる。そして、こうした新たなタイプの運動が出現した現状は、国家による先住民政策が抜本的な転換を迫られていることの証であるといえる。

確かに、マプーチェの土地問題は歴史的に根深い背景を有していると同時に、多様な利害が交錯しており、一朝一夕での解決は困難であると認めざるを得ない。しかしながら、先述のとおり、対マプーチェ政策が岐路に立っており、政府が本質的な政策転換を迫られていることは明確である。即ち、独立200周年を目前の2010年に控えたチリにとって、「平定」以降本質的に維持されてきた同化・統合政策から脱却し、真の多民族国家を確立するための抜本的な先住民政策のパラダイム転換が求められているといえる。

参考文献

Aukiñ Wallmapu Ngulam (Consejo de Todas las Tierras). 1997. *El pueblo mapuche y sus derechos fundamentales*. Temuco de Chile.

²⁹ 本稿では紙幅の都合上取り上げることができなかったが、土地占拠等の直接行動とは一線を画し、あくまでも国家機構・法制そのものを内部から本質的に変革しなければ先住民問題の解決は不可能であるとの立場から、CONADIの評議員、区長及び区議会議員等、自ら公的な政治機構に身を置くマプーチェ指導者たちも増加してきている。詳細については、千葉(2007)及び高橋(2004)を参照のこと。また、その際に、既存の政党への所属がマプーチェの利益代表を困難にしているとの観点から、新たな政党を結成する動きも起こっている。

²⁸ この点については、高橋(2004)を参照のこと。

- Aylwin, José. 1996. *Estudios sobre tierras indígenas de la Araucanía: antecedentes histórico-legislativos (1850-1920)*. Instituto de Estudios Indígenas, Universidad de la Frontera. Temuco de Chile.
- Bengoa, José. 1987 (2ª Edición). *Historia del pueblo mapuche*. Ediciones Sur. Santiago de Chile.
- . 2000. “Políticas Públicas y Comunidades Mapuches: del indigenismo a la autogestión”, *Perspectivas*. 3-2. Departamento de Ingeniería Industrial, Universidad de Chile: 331-365.
- . 2007. *El Tratado de Quilín*. Catalonia. Santiago de Chile.
- Comisión Especial de Pueblos Indígenas. 1993. *Ley Indígena*. Santiago de Chile.
- 千葉泉 1997. 「マプーチェ歴史伝承：ラウタロ区 (1) - フアン・コネヘーロの語る『征服』と『平定』 - 」『Estudios Hispánicos』22. 大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室: 95-112.
- . 1998. 『馬に乗ったマプーチェの神々—チリ先住民文化の変遷—』大阪外国語大学学術研究双書 19.
- . 1999(a). 「マプーチェ歴史伝承：チョルチョル地区 (1)—ロサ・バーラ・カユルの語る『平定』」『大阪外国語大学論集』21: 193-215.
- . 1999(b). 「マプーチェ歴史伝承：ラウタロ区 (2) —フランシスコ・ミジャレンの語る『征服』と『平定』—」『Estudios Hispánicos』24. 大阪外国語大学スペイン・イスパノアメリカ研究室: 101-123.
- . 2000. 「マプーチェ歴史伝承：トライゲン区 (1)—ホセ・カディン・ピチュンが語る『平定』と土地闘争—」『大阪外国語大学論集』23: 41-66.
- . 2007. 「支配文化を駆使し民族復権をはかる『大地の民』チリのマプーチェ」大阪外国語大学グローバル・ダイアログ研究会、松野昭久・編『トラウマ的記憶の社会史—抑圧の歴史を生きた民衆の物語 - 』明石書店: 38-51.
- González, Claudio y otros. 2006 (noviembre). *La Comunidad Mapuche: colonización jurídica-legal y resistencia del estar en común*. Ponencia presentada en el Seminario Internacional “Globalización, Derechos Humanos y Pueblos Indígenas”. Observatorio de Derechos de los Pueblos Indígenas/ CEPAL. Santiago de Chile.
- Instituto de Estudios Indígenas (IEI), Universidad de La Frontera. 2003. *Los Derechos de los Pueblos Indígenas en Chile: informe del Programa de Derechos Indígenas*. LOM Ediciones. Santiago de Chile.
- Instituto Nacional de Estadísticas (INE) y Programa Orígenes (MIDEPLAN/ BID). 2005. *Estadísticas Sociales de los Pueblos Indígenas en Chile Censo 2002*. Santiago de Chile.
- 北野浩一 2006. 「林産業 - チリと日本の紙・パルプ産業を中心に - 」星野妙子・編『ラテンアメリカの一次産品輸出経済 - 資料集 - 』アジア経済研究所: 143-170.
- . 2007. 「チリの紙・パルプ産業 - 一次産品加工型輸出企業の成長要因 - 」星野妙子・編『ラテンアメリカ新一次産品輸出経済論 - 構造と戦略 - 』アジア経済研究所: 183-214.
- Llanquileo, M. Cristina. 1996. “La identidad Cultural en los Procesos de Modernización: un análisis de los cambios de nombres en sujetos mapuches, 1970-1990”. *Proposiciones* 27.

- Ediciones SUR. Santiago de Chile (versión digital obtenida desde [<http://www.sitiosur.cl/r.php?id=507>]).
- Marimán Quemenado, Pablo, y otros. 2006. *j...Escucha Winka...!: cuatro ensayos de Historia Nacional Mapuche y un epílogo sobre el futuro*. LOM Ediciones. Santiago de Chile.
- Mella Seguel, Eduardo. 2007. *Los Mapuches ante la Justicia*. LOM Ediciones. Santiago de Chile.
- Morales Urra, Roberto, et al. 1998. *Ralco: modernidad o etnocidio en territorio pewenche*. Instituto de Estudios Indígenas, Universidad de la Frontera. Temuco de Chile.
- Namuncura, Domingo. 1999. *Ralco: ¿represa o pobreza?* LOM Ediciones. Santiago de Chile.
- Pinto Rodríguez, Jorge. 2003 (2ª Edición). *La Formación del Estado y la Nación, y el Pueblo Mapuche: de la inclusión a la exclusión*. Dibam, Centro de Investigaciones Diego Barros Arana. Santiago de Chile.
- Rodríguez Ordenes, Mario. 2008 (septiembre). “La Araucanía en Llamas.” *Ercilla* 3354: 30-32.
- Salazar, Gabriel y Julio Pinto. 1999. *Historia Contemporánea de Chile II: Actores, Identidad y Movimiento*. LOM Ediciones. Santiago de Chile.
- 高橋恒 2004. 『チリにおけるラルコ・ダム建設と先住民ペウエンチェ - 再定住化の基準を巡る議論を中心に - 』大阪外国語大学大学院博士前期課程言語社会研究科修士論文.
- Toledo Llancaqueo, Víctor. 2006 (abril). “El Enclave Forestal Chileno en Territorio Mapuche.” *Asuntos Indígenas*. IWGIA. Copenhagen: 44-50. ■